

回覧

新型コロナウイルス感染症に係る 後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給について (支給対象期間が延長になりました)

後期高齢者医療制度に加入している被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染(疑いを含む)した場合、傷病手当金を支給できる場合があり、支給の対象となる期間が延長されました。

◆ 対象者

- 以下の条件をすべて満たす方
 - ・北海道後期高齢者医療制度被保険者であること
 - ・給与等の支払いを受けている者であること(賞与は除く)
 - ・業務災害以外の理由による感染症等のため労務に服することができず、受けることができるはずであった給与等の全部又は一部を受けることができない者であること

◆ 支給対象期間

- 令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間
 - ※ 支給対象期間の終了日が「令和4年12月31日まで」から「令和5年3月31日まで」に延長されました。
 - ※ 支給対象期間は再度延長される場合があります。
 - ※ 入院が継続される場合等は、支給を始めた日から通算して1年6か月まで対象となります。
 - ※ 支給申請を受ける権利は、労務に服することができない日ごとに、その翌日から2年間となります。

◆ 支給額の計算方法

- 直近3か月間の給与収入合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数
 - ※ 支給対象日は、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降の「就労を予定していた日」となります。
 - ※ 1日当たりの支給額に上限があります。

◆ 申請方法

- 申請には、医師の意見書(医療機関を受診した場合)及び事業主の証明書が必要となります。
- 申請をする場合は、必ず事前に役場保健医療課に連絡し、必要書類等を確認してください。

お問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
【電話】011-290-5601

留寿都村役場
保健医療課
【電話】0136-46-3131